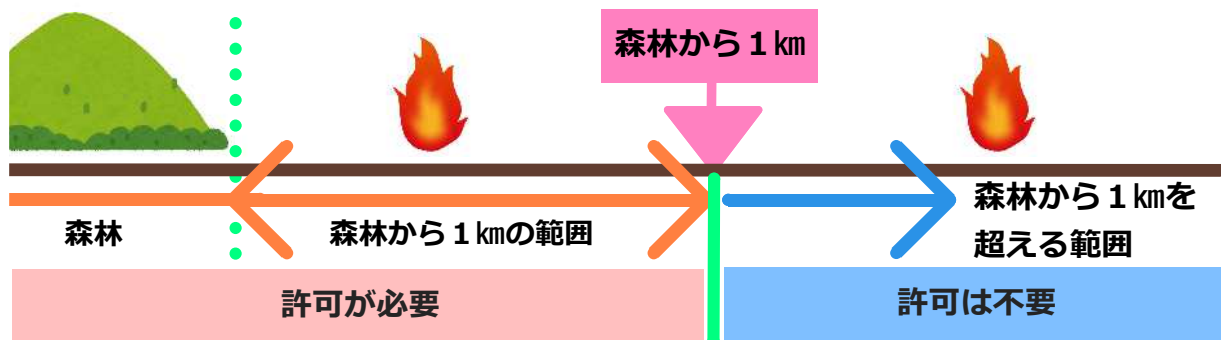


火入れには 許可が必要です

火入れをする前に確認を！ まず、農地整備課までご相談ください

森林又は森林に近接する周囲1km以内の原野・田畑等で火入れを行う場合は、「森林法」及び「加東市火入れに関する条例」に基づき、許可が必要です。



許可申請が必要な火入れとは？

地区や農会、個人が、田畑や池の堤で面的に行う野焼き等の焼却行為

※刈り取った草などを集めて焼却する場合は、「火入れ」には該当しません。

火入れの中止及び消火について

次の場合は火入れを中止し、実施中の場合は速やかに消火してください。

1. 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報が発表された場合
2. 林野火災注意報（令和8年2月運用開始）又は火災警報が発令された場合
3. 風等により延焼のおそれがある場合

無断での火入れは罰則の対象です！

火入れを開始する7日前までに手続きをする必要があります。

火入れの際は十分ご注意ください。



【問い合わせ先】
〒673-1493
加東市社50番地
加東市役所 庁舎3階
産業振興部農地整備課
(TEL) 0795-43-0519 (FAX) 0795-43-0552
(E-mail) nochi-seibi@city.kato.lg.jp

ホームページはこちら

